

仕 様 書

1. 業務名称

札幌芸術の森敷地内樹木伐採剪定業務

2. 対象施設

札幌芸術の森（札幌市南区芸術の森 2 丁目75番地）

3. 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和 8 年 3 月13日（金）まで

4. 業務概要（別紙参照）

札幌芸術の森園内にある危険樹木の伐採と剪定を行う。（伐採：37本、剪定：2本）

5. 数量等の詳細

名	称	摘	要	数 量	単 位
樹木剪定					
	幹周60cm～90cm			1	本
	幹周120cm～150cm			1	本
樹木伐採					
	幹周＜20cm			3	本
	幹周20cm～30cm			1	本
	幹周30cm～60cm			24	本
	幹周60cm～90cm			8	本
	幹周120cm～150cm			1	本
高所作業車		22m級		3	日
枝 片 付 け 収 集 運 搬				1	式
枝 処 分				5.5	t

6. 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程等について委託者及び施設管理者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに委託者及び施設運営者に報告すると共に、委託者の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (3) 本業務による作業時間は原則として9：15～17：00とし、委託者及び施設運営者と打合せのうえ、決定すること。
- (4) 業務履行にあたり、資材の仮置き等については委託者及び施設管理者と打合せのうえ、決定すること。

- (5) 本業務に必要な工具や消耗品等は、原則として受注者の負担とする。
- (6) 業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。また、発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し処理すること。
- (7) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。

7. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
(1)業務着手時 工程表	1	着手後速やかに	写真、検査記録等 電子納品はCD-R等で納品 すること
(2)業務完了時 業務完了届	1	完了と同時に	
業務完了報告書	2	"	
業務完了報告書（電子納品）	2	"	

提出書類はすべてA4サイズとする

8. 写真撮影要領

作業内容、工程が具体的に把握できるように撮影すること。

9. その他

本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し遺漏のないようにすること。

10. 担当課

札幌市市民文化局文化振興課（担当：小島、中山）

電話：011-211-2261

住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

メールアドレス：bunka@city.sapporo.jp